

# 住宅改修の手引き

令和4年11月

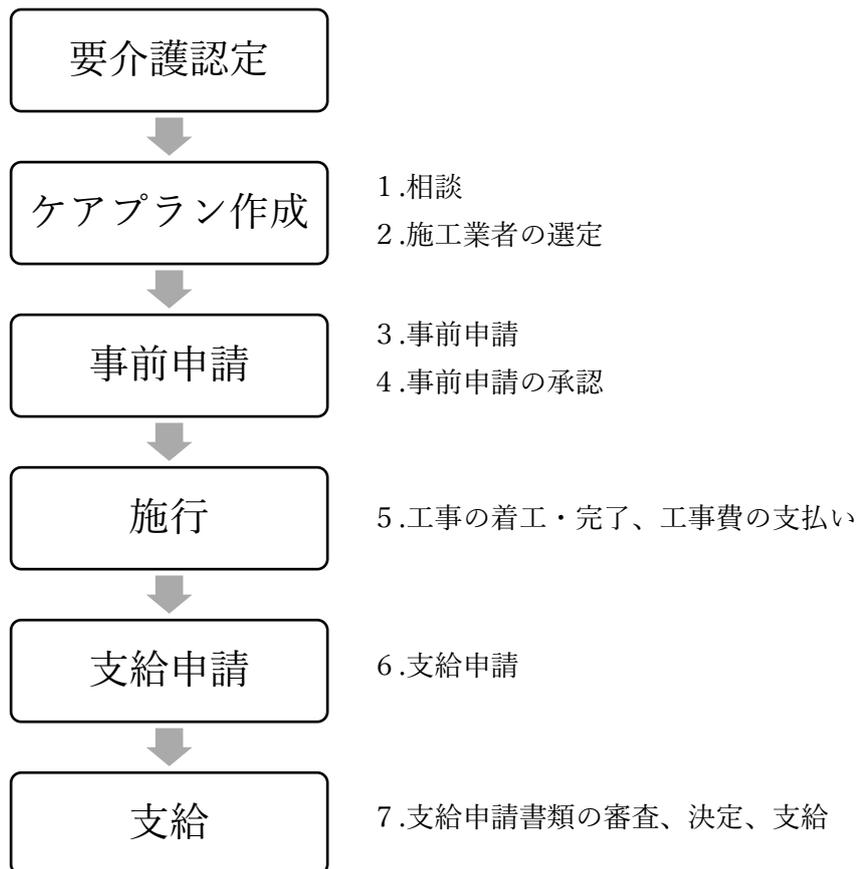
東彼杵町 健康ほけん課介護保険係

## 概要

心身の機能の低下により日常生活を営むのに支障がある要介護者等に対して、自立した生活を支援するため手すりの設置や段差解消などの住宅改修費として給付を行います。

住宅改修費の支給を受けるためには、要介護・要支援認定を受ける必要があります。認定を受けた被保険者は居宅介護サービス計画・介護予防サービス計画（ケアプラン）に基づきサービスを受けることができます。

住宅改修を希望される場合は、担当のケアマネジャーもしくは地域包括支援センターにご相談ください。



### 住宅改修をする前に…

住宅改修は、被保険者の資産形成につながらないよう、また住宅改修の制約を受ける賃貸住宅等に居住する被保険者との均衡も考慮し、比較的小規模なものとなります。住宅改修による環境の整備だけでなく、福祉用具の使用やちょっとした環境の改善で、問題を解決することができないかなども併せて検討をしてください。

## 住宅改修手続きの流れ

### 1.相談

要介護認定を受けていない又は、要支援1・2の認定を受けている場合は東彼杵町地域包括支援センターに、要介護1～5の認定を受けている場合は居宅介護支援事業所のケアマネジャーに相談し、「住宅改修が必要な理由書」の作成を依頼します。

他の介護保険サービスを受けていないためケアプラン作成者がいない場合などやむを得ない場合は、作業療法士、福祉住環境コーディネータ検定試験2級以上その他これに準ずる資格等を有する者等が「住宅改修が必要な理由書」を作成できます。

※ 詳しくは東彼杵町介護保険住宅改修支援事業補助金交付要綱参照

### 2.施工業者の選定

施工業者を選定し、施工業者に住宅改修にかかる見積もりや関係書類等の作成を依頼します。

※住宅改修総額が10万円以上になる場合、複数の見積もりを提出していただきます。

※見積もりの最低額が支給対象改修費の上限となります。

### 3.事前申請

次の書類を提出し事前申請します。

〈提出書類（別紙参照）〉

- ① 「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（事前申請）」
- ② 「住宅改修が必要な理由書」（ケアマネジャーが作成）
- ③ 改修予定箇所の写真（工事前の現況の写真、写真内に日付が表示されているもの）
- ④ 住宅の平面図
- ⑤ 見積書（工事費内訳明細書）
- ⑥ 「住宅所有者の承諾書」（住宅所有者が被保険者本人以外の場合）
- ⑦ カタログ
- ⑧ 居宅サービス計画書（第2表）又は、介護予防サービス・支援計画書

### 4.事前申請の承認

事前申請書類が提出されたら被保険者の心身の状態により当該住宅改修が適当であるか確認を行います。（状況によっては現地確認を行います。）住宅改修の対象となるものであっても、被保険者の現在の状態等から不要と判断されるものについては対象になりません。

確認後に申請が適正であると町が認めた場合、着工許可の通知を被保険者宛に郵送します。通知が届きましたら施工業者に着工許可がでた旨の連絡を行ってください。

### 5.工事の着工・完了、工事費の支払い

上記4で事前申請が承認された後に改修工事を実施します。

改修工事完了後に施工業者へ代金を支払い、領収書を受け取ります。

## 6. 支給申請

次の書類を提出し、住宅改修費の支給申請をします。

〈提出書類（別紙参照）〉

- ① 「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書」
- ② 領収書（原本）
- ③ 住宅改修箇所の写真（工事前・工事後の写真を同じ位置から撮影したもの、写真内に日付が表示されているもの）
- ④ 工事費内訳書（事前申請の際に提出された見積書と内容に変更がない場合は省略できます）

※被保険者本人以外の口座に振り込みを希望される場合は委任状が必要になります。

## 7. 支給申請書類の審査、決定、支給

支給申請書類を審査し、支給決定後「住宅改修費支給決定通知書」を送付します。

住宅改修費は申請書に指定された金融機関口座へ振り込みます。

※受領委任払いの場合は指定された施工業者の口座へ振り込みます。

### 支給対象者

- ・要支援 1・2、要介護 1～5 の認定を受けている東彼杵町の被保険者
- ・介護保険被保険者証に記載されている住所（住民票上の住所）に現在居住していること  
※認定を受けていても病院に入院中や施設入所中の方は原則対象となりません。ただし、退院・退所予定であり、予め改修を必要とする場合はご相談ください。
- ・工事内容が介護保険制度の給付対象であり、事前申請でその必要性が記載されていること
- ・住宅改修の着工前に事前申請し、要支援・介護者の心身の状況や住宅の状況から町が必要と認め、着工が許可されていること  
※やむをえない事情があり事前申請が行えない場合、改修完了後に必要な書類の提出が認められます。

### 支給額について

住宅改修費は町が認めた住宅改修にかかった費用のうち、介護保険負担割合証に記載されている割合による自己負担分を差し引いた額を給付します。

ただし、支給限度基準額は同一住宅で 1 人につき 20 万円（給付額の上限は自己負担が 1 割の方で 18 万円、2 割の方で 16 万円、3 割の方で 14 万円）です。

※介護保険対象外の改修を同時に行った場合は、対象部分について按分により費用を算出します。

※被保険者が自分で材料を購入し本人または家族が住宅改修を行った場合は、材料費のみ対象となります。

(1) 支給限度額の特例

- ① 転居した場合は、前の住居で住宅改修した際の支給限度基準額の残額は持ち越されず、改めて支給限度基準額は 20 万円となります。
- ② 最初に住宅改修をしたときと比較して著しく介護の必要度が高い要介護認定を受けた場合、改めて支給限度基準額は 20 万円となります。この取り扱いは同一住宅・同一被保険者について 1 回が限度です。

初回の住宅改修時の要介護区分		追加の住宅改修時の要介護区分
要支援 1	→	要介護 3 以上
要支援 2・要介護 1	→	要介護 4 以上
要介護 2	→	要介護 5

(2) 支給方法

原則償還払いとなります。償還払いが難しい場合、受領委任払いにできることがあります。受領委任払いを希望される場合は介護保険係にご相談ください。

償還払い	利用者がいったん工事費用全額を住宅改修業者に支払い、申請により保険給付対象部分の 7～9 割を申請者へ払い戻す方法。
受領委任払い	利用者が工事費用の 1～3 割を住宅改修業者に支払い、申請により保険給付対象部分の 7～9 割を住宅改修業者へ支払う方法。

## 住宅改修の種類

① 手すりの取付け

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防や移動または移乗動作に資することを目的として手すりを設置するもの

保険給付対象となるもの	保険給付対象とならないもの
○居室内の手すり (居間・トイレ・浴室・玄関・廊下等)	×福祉用具貸与の対象となる手すり
○敷地内の手すり (玄関ポーチ・門扉までの通路等)	×敷地外の手すり
○手すりの付替え、移設 (身体状況にあっていない場合)	×既存手すりの老朽化・汚損による取替え
	×扉や家屋に固定されていない家具への設置
	×手すりの機能外の付加部分 (紙巻器付き手すりの紙巻器部分等)

## ② 段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の床の段差や玄関から道路までの通路等の段差または傾斜を解消するためのもの

保険給付対象となるもの	保険給付対象とならないもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>○敷居を低くする工事</li> <li>○スロープの設置工事 (勾配が 1/8 を超えないものに限る)</li> <li>○浴室の洗い場のかさ上げ</li> <li>○居室・廊下の段差をなくす工事</li> <li>○玄関上がり框等の踏み台の固定設置工事</li> <li>○浴槽をまたぎやすい低いものに取替える工事</li> <li>○階段の勾配を緩やかにする工事</li> <li>○傾斜の解消</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>×スロープや踏み台を固定せずに置くことによる段差解消</li> <li>×掘りごたつや床下収納を塞ぐ工事</li> <li>×破損や老朽化による段差の修繕</li> <li>×浴槽を広くする目的での浴槽の取替え</li> <li>×昇降機・リフト・段差解消機等を設置する工事</li> </ul>

◇スロープの勾配は車いすの操作性を考慮して緩やかなほうが望ましいとされています。「建築基準法」では 1/8 以下、「バリアフリー法」では 1/12 以下（屋外は 1/15 以下）の基準が示されています。

◇踏み台や通路等に対する支給対象額は、通行に必要な部分のみ面積按分して算出した額になります。

## ③ 滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

居室においては畳敷きから板製床材やビニール製床材への変更、浴室においては滑りにくい床材への変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更をするもの

保険給付対象となるもの	保険給付対象とならないもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>○畳から板製床材・ビニール製床材等への変更</li> <li>○浴室床材を滑りにくい床材に変更</li> <li>○屋外通路を滑りにくい舗装材に変更</li> <li>○階段への滑り止め材の固定設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>×老朽化による床材の張替え</li> <li>×同じ材質への床材の張替え</li> <li>×転倒時のけが防止のために床を柔らかい材質に変更</li> <li>×浴室用滑り止めマットの設置</li> </ul>

◇通路面等に対する支給対象額は、通行に必要な部分のみ面積按分して算出した額になります。

◇浴室の床材の変更に関して、元々滑りやすい材質であることを必要な理由書等に明記し変更後の床材が滑りにくいものであることがわかるように製品カタログを添付してください。

## ④ 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置、また扉位置の変更に比べて費用が低く抑えられる場合は引き戸等の新設も対象になります。

保険給付対象となるもの	保険給付対象とならないもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>○開き戸から引き戸・折り戸・アコーディオンカーテンへの取替え</li> <li>○ドアノブの変更</li> <li>○扉の位置の変更</li> <li>○扉の新設 (扉位置の変更 비해低価で抑えられる場合。元の扉を利用しなくなることが条件となります。)</li> <li>○扉の撤去</li> <li>○門扉の取替え</li> <li>○戸車の変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>×自動ドアに取り換えた場合の動力関係部分</li> <li>×老朽化による取替え・修理</li> <li>×直接利用者が使用しない扉</li> <li>×雨戸の取替え</li> </ul>

#### ⑤ 洋式便器等への便器の取替え

和式便器から洋式便器への便器の取替えや、既存の便器の位置や向きを変更するもの  
和式便器から暖房機能及び水洗機能が付加されている一体式の洋式便器への取替えは含まれますが、すでに洋式便器である場合、これらの機能の付加のみは給付の対象になりません。  
非水洗和式便器から水洗洋式便器または簡易水洗洋式便器に取り替える場合、水洗化または簡易水洗化の部分は対象になりません。

保険給付対象となるもの	保険給付対象とならないもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>○和式便器から洋式便器への取替え（洗浄機能等が付加された一体式のものを含む）</li> <li>○和式便器に水洗機能付きの変換便座を取付け</li> <li>○既存の便器の位置や向きの変更</li> <li>○便器の高さが高い（低い）洋式便器への取替え</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>×洋式便器から洋式便器への取替え（洗浄機能等が付加されたものへの取替えを含む）</li> <li>×福祉用具購入の対象となる「腰掛便座」を置くことによる設置</li> <li>×水洗化または簡易水洗化にかかる費用</li> <li>×既存の和式便器はそのまま、新規に洋式便器を設置</li> </ul>

◇既存の和式便器を壊し別の場所に洋式便器を設置する場合は、便器及び設置費用のみ給付対象となります。

#### ⑥ その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要な住宅改修

##### ① 手すりの取付け

手すりの取付けのための下地補強

##### ② 段差の解消

浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱

輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

③ 床または通路面の材料の変更

床材の変更のための下地の補修や根太の補強または通路面の材料の変更のための路盤の整備

④ 扉の取替え

扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事

⑤ 便器の取替え

便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く）、便器の取替えに伴う床材の変更

**【留意事項】**

介護保険による住宅改修費の支給対象は、手すりの取付け、段差の解消、床材の変更、扉の取替え、便器の取替えとそれに付帯する工事であるため、改修全体の見積書に支給対象外となる工事を含む改修については、対象部分と対象外部分が明確に分かれるように見積書を作成してください。

特に注意するものとして、浴室の段差解消及び床材の変更等をユニットバスの導入により実施する場合、対象経費の按分(対象部分のみの積算)ができるものだけに限り認めています。

なお、対象外経費を含む場合、改修全体の費用と対象部分の費用を記載した見積書に、対象経費に係る積算根拠資料等を添付し提出をお願いします。

対象経費に関する積算資料等が無い又は内容が不明瞭等により、対象経費の確認ができないものについては、支給対象として認めません。

介護保険の目的として介護保険法第1条では被保険者が「尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう」とされています。このことより、介護予防・自立支援の観点から、本人の生活機能の維持・向上を目的とした改修は認めます。ただし、単なる個人の趣味等に対する改修は対象となりません。

◇対象経費の基となる価格は、標準価格ではなく、実際の販売価格としてください。

◇介護と関係がない利便性や快適性を持つ商品は、本制度の趣旨に沿わず支給対象外となることがあります。

◇ユニットバス設置の際、現在の浴室と異なる場所に設置する場合は対象になりません。

◇新築または増築は住宅改修の対象となりません。ただし増築の場合、新たに居室を設ける等は対象となりませんが、廊下の拡幅にあわせて手すりを取付けたり、トイレの拡張に伴い和式便器から洋式便器に取替えたりする等については対象部分のみ支給となります。

## 事前申請に必要な書類

確認欄	書類	留意事項
	「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（事前申請）」	償還払いと受領委任払いの様式は異なります。
	「住宅改修が必要な理由書」	基本的には居宅サービス計画を作成する介護支援専門員（介護予防サービス計画を作成する地域包括支援センターの担当職員）が居宅介護支援（介護予防支援）の一環として作成します。 被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を総合的に勘案し必要な工事種別とその選定理由を記載してください。
	改修予定箇所の写真	写真内に日付を表示してください。カメラの機能で日付が表示できない場合は、黒板などを使用し撮影日がわかるようにしてください。 改修箇所の位置や、改修が必要な状態（段差などの周辺の状況）がわかるよう撮影してください。また、改修後のイメージ図も写真に書き込んでください。（長さや高さがわかるように） 段差の解消の場合、現在の高さがわかるようにスケールをあて撮影してください。
	住宅の平面図	手すりは長さや取付位置が確認できるように記載してください。 床材の変更やかさ上げは、改修箇所の寸法を記載してください。 段差解消については、施工後の状態を示した側面図（スロープの場合は勾配がわかるように作成）を記載してください。（スケールをあてた写真で高さが確認できる場合は省略可） 過去に住宅改修をしている場合は、改修位置を記載してください。 ※ <b>既存の手すりについても設置個所の記載</b> をお願いします。
	見積書	内訳がわかるように改修内容、材料費、施工費、諸経費等を区分して記載してください。 見積書は、資料1「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅費の支給について」（平成12年3月8日老企第42号）に定める別紙2に準じたもので作成してください。 ※ 諸経費は工事金額の10%以内としてください。10%を超える場合は、諸経費の内訳がわかる積算資料を添付してください。

	「住宅所有者の承諾書」	住宅所有者が被保険者本人以外の場合、提出してください。
	カタログ	材料の金額や仕様がわかるカタログの写しを添付してください。
	居宅サービス計画書（第2表）又は介護予防サービス支援計画書	サービス計画に住宅改修が位置づけられていることを確認します。

#### 支給申請に必要な書類

確認欄	書類	留意事項
	「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書」	償還払いと受領委任払いの様式は異なります。
	領収書	被保険者本人の氏名でもらってください。
	住宅改修箇所の写真	改修前・改修後両方の写真を載せてください。 写真内に日付を表示してください。カメラの機能で日付が表示できない場合は、黒板などを使用し撮影日がわかるようにしてください。 段差の解消の場合、高さがわかるようにスケールをあて撮影してください。
	工事費内訳書	事前申請時から変更がないときは省略できます。 ※ 事前申請からの内容変更が認められる場合は、必要とされていた資材が不要となり材料費が安くなる等の軽微な変更によるものであり、追加工事が必要な場合、設置か所の変更等で工事金額及び工事内容に大幅な変更が生じる場合、変更届が必要です。必ず介護保険係まで連絡をお願いします。 事前承認を受けた改修工事と異なる改修工事は支給対象とは認められません。



# 見積書参考様式

## 見積書参考様式A：介護保険給付対象工事部分のみの見積 記入例

住宅改修の種類 (※1)	写真等 番号	改修場所	改修部分	名称(※2)	商品名・規格・寸法等	介護保険対象部分				算出根拠
						数量	単位	単価	金額	
(6)	No.1	1階洋室	壁	下地補強板	ABC社 xx-987a 100×50 L=800	○	枚	□□	○○○○	
(1)	No.2		手すり	手すり	DE社 z-123 木製(金具:ステンレス)	○	m	○○○	○○○○	
(1)				エンドキャップ	GHI社 YY456	○	個	○○○	○○○○	
(1)						○	人工	○○○	○○○○	
(1)									△△△	
(3)		1階和室・DK	撤去			○○	m	□□	□□□□	対象(床)部分を大工手間比較2/3で按分
(3)			床	フローリング材	フロー厚12mm下地および不燃板厚t=60	□	m	□□	□□□□	
(3)				フローリング張り施工費		□	人工	□□	□□□□	
(3)				1階和室・DK計					△△△	
(3)(5)		1階トイレ	撤去	既存和式便器、床(タイル)撤去工事費		○○	m	□□	□□□□	便器床部分を1/3で按分
(3)	No.7		床	床:クッションフロア材	JKL社 QQ123 合板 t=12mm下地共	○	m	○○○	○○○○	
(3)				床貼り施工費		○	人工	○○○	○○○○	
(5)	No.8		便器	洋式便器	MN社 ABC-defg1234	1	個	○○○	○○○○	
(5)				便器取付け施工費		○	人工	○○○	○○○○	
(5)	No.9		給排水工事	給排水管接続工事費		○	m	○○○	○○○○	
				階トイレ計						
				小計					○○○○	
				諸経費		○	%		△△△	
				合計					□□□□	
				消費税		8	%		○○○	
				総合計					△△△△	

材料については、製造メーカー・商品名・規格・寸法などの詳細を記載する。

材料名等は極力専門用語を避け、分かりやすい表記にする。  
(例：PB ⇒ 石膏ボード、SUS ⇒ ステンレス等)

介護保険対象部分を抽出する場合は、その工事範囲を明示する。

住宅改修の種類を明示する。

介護保険対象範囲を明示するのが困難な項目については按分をして、その根拠を示す。

工事の対象となる箇所の写真や図の番号を記載する。

介護保険給付申請に係る工事については、材料費と施工費を適切に区分する。

(※1) 住宅改修の種類： (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他住宅改修に付帯して必要となる改修  
(※2) 名称： 材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること

# 見積書参考様式

## 見積書参考様式B：介護保険給付対象工事を含む工事全体の見積 記入例

工事全体の見積										介護保険給付対象工事部分の見積及び情報			
住宅改修の種類(※1)	写真等番号	改修場所	改修部分	名称(※2)	商品名・規格・寸法等	数量	単位	単価	金額	介護保険対象部分			算出根拠
										数量	単位	金額	
(6)	No.1		壁	下地補強板	ABC社 xx-987a 100×50 L=800	□	枚	□□	□□□□	○	枚	○○○○	手すり設置対象部分を○㎡で算出
(1)	No.2		手すり	手すり	DE社 z-123 木製(金具:ステンレス)	○	㎡	○○○	○○○○	○	㎡	○○○○	
				同取付け施工				○○		○	人工	○○○○	
				1階洋室計				○○				△△△△	
(3)		1階和室・DK	撤去	既存壁・床撤				□□		□	㎡	□□□	介護保険対象部分を抽出する場合はその工事範囲を明示する。
(3)	No.3		床	フローリング				□□		□	㎡	□□□	
(3)				フローリング				□□		□	人工	□□□□	
	No.4		壁	月桃紙	軸組み、下地(PB12mm)	○		○○	○○○○				
	No.4		天井	木質ボード張り	○○製厚9mm、下地、回り縁共	○	㎡	○○	○○○○				
			家具・雑	カウンター収納棚	w=1800 h=900		m						
					既設台座、ナラ突板フラッシュ、金物オイルステイン塗装済	○		○○	○○○○				
(3)				1階和室・DK計				○○○○				△	
(3)(5)		1階トイレ	撤去	既存壁及び洋式便器、床撤去工事費		○	㎡	○○○	○○○○	□	㎡	□□□	便器床部分を1/3で按分
	No.5		内装・壁	天井:石膏ボード12mmの上クロス張り		○	㎡	○○○	○○○○				
(3)	No.6		内装・床	床:クッションフロア材	JKL社 QQ123 合板 t=12mm下地共	○	㎡	○○○	○○○○	○	㎡	○○○○	
				床貼り施工費		□	人工	□□	□□□□	□	人工	□□□□	
(5)	No.7		便器	洋式便器	MN社 ABC-defg1234	1	個	○○○	○○○○	1	個	○○○○	
(5)				便器取付け施工費		1	人工	○○○	○○○○	1	人工	○○○○	
(5)	No.8		給排水工事	給排水管接続工事費				○○○○	○○○○	○	m	○○○○	
				1階トイレ計									
				小計					○○○○			○○○○	
				諸経費		○	%		○○○				
				合計					○○○○				
				消費税		8	%		○○○				
				総合計					○○○○			△△△△	

(※1) 住宅改修の種類：(1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他住宅改修に付帯して必要となる改修  
 (※2) 名称： 材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること